

「〇〇氏の精神科病院への入退院の適法性に関する書類一式」非公開決定

第 1 審査会の結論

令和元年 7 月 19 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和元年 7 月 5 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇氏（審査請求人の叔父。以下「叔父」という。）の精神科病院への入退院の適法性に関する書類一式」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる非公開情報を公開することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 10 条に該当するとして、令和元年 7 月 19 日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年 10 月 11 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「叔父の精神科病院への入退院の適法性に関する書類一式」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

- (1) 精神科病院に入院した事実は、一般的には他人に知られたくない極めて私的な情報であるが、本件で対象となる文書については、それが存在するか否かを答えるだけで当該事実を公開することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、条例第 10 条に該当することから、非公開とした。

- (2) なお、審査請求人は公開すべき理由として、次のとおり主張している。
- ア 医療保護入院届は、精神保健福祉法を根拠に提出されるもので、存在して当然であること。
 - イ 審査請求人は、少なくとも愛媛県健康増進課（以下「担当課」という。）の職員よりは、個人の権利利益を害するおそれがないこと。
 - ウ 本件公文書は、条例第7条第2項第1号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すること。
 - エ 松山家庭裁判所等に提出する申立書の付属資料とするため。

アについて

精神科病院への医療保護入院があった場合に、精神保健福祉法に基づき県に入院届等が提出されることは非公開決定とは無関係であり、公開すべき理由とはならない。

この点について、公文書公開請求において公開できるのは、請求者の属性に関わらず万人に対して公開できる情報のみであることから、審査請求人が叔父の親族であり、叔父の入退院情報について認識していたとしても、かかる事情は判断に影響しない。

イについて

担当課職員の事情は非公開決定とは無関係であり、公開すべき理由とはならない。

ウについて

条例第7条第2項第1号ただし書イの規定については、これを適用し公開することにより個人のプライバシー権を著しく害するおそれがあることから、極めて限定的に取り扱うべきところ、請求者が主張する①第三者の器物損壊等救済に資すること、②入院手続きを精神保健福祉法に則ったものとする、③家庭裁判所の扶養義務指定の材料とすることは、いずれも本規定には該当しない。

エについて

審査請求人が松山家庭裁判所等に提出する申立書の付属資料等にする事実は非公開決定とは無関係であり、公開すべき理由とはならない。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分は、非公開となる理由に該当しないため、審査請求する。

特に、担当課職員が主張するとおり、〇〇病院から提出されている医療保護入院の届出は、同病院が第三者の器物損壊を把握した上で医療保護入院としたのか確認したいので、少なくとも当該箇所が部分公開されることを願う。

<留意事項>

- (1) 実施機関が保持する公文書の保存期限が切れているから存在しないというのは理由にならない。叔父は現在においても同病院に通院中であるため、カルテ等の保存期限内にあり、存在してしかるべきものである。
- (2) 審査請求人は、叔父の旧精神保健福祉法の保護者であった者の子であり、その保護者であった者が高齢等で事後の対応がとれないため、今般、その後任として申立てを

している。

- (3) 審査請求人は、社会福祉士・精神保健福祉士であるが、国の業務を行うことや他の都道府県の医療機関の事務職員という一面もある。したがって、愛媛県で医療機関の入院受付の事務等を行う機会も想定されるため、叔父の入院受付から現在に至るまでの顛末に大変関心を持っている。

同病院等の入院手続き等が極めて不適切であることは明白であり、精神科医療機関が完治するまで入院を認めるという手法は不可能であることも明らかである。

精神科医療機関の監督権限は実施機関にあり、当該入院手続きを適切とするならば、他の医療機関が同様の入院手続き等を行ったとしても、実施機関は国や医療機関、家族等に責任を転嫁せず、一切の責任を負ってほしい。

- (4) 公文書公開制度以外に良案があるならば、その旨を明文で提示願いたい。

2 審査請求の理由

本件処分については、次のとおり非公開となる理由に該当しない。

- (1) 医療保護入院の届出は旧精神保健福祉法第 33 条等を根拠に提出されるもので、存在して当然であり、本件公文書の存否は理由とはならない。

審査請求人は、叔父の退院の確認、身元引受け、第三者の器物損壊の清算等の際に、担当課に存在を確認済みである。

- (2) 少なくとも担当課の職員よりは、個人の権利利益を害することはないし、そのおそれもない。

措置入院の定義について、「自傷行為・他害行為のおそれ」という表現があるが、これについて担当課は、器物損壊・窃盗等の行為があっても、実際に刑事告訴されていないから他害行為のおそれですらないと放置した。そのような論法が成り立つならば、本請求も同様におそれがないとなり、公開されるべきものとする。

- (3) 条例第 7 条第 2 項第 1 号ただし書イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当する。

①第三者の器物損壊等救済のために開示されるものでもあるため。

②叔父の入院手続きが今後、精神保健福祉法等の法令に則ったものとするため。

※叔父は通常数か月で退院できるところ、平成 22 年 9 月 13 日の入院は、医療保護入院・任意入院の期間が数年以上となっており、是正がなされない。

③旧精神保健福祉法の保護者制度は廃止となったものの、現行法令上、第三親等に当たる者が医療保護入院とする場合、家庭裁判所の扶養義務の指定が必要である。

- (4) 松山家庭裁判所等に提出する申立書の付属資料等にするため。

「叔父の扶養義務者の指定を受けるための根拠資料」の追加添付資料、「平成 22 年（家）第〇〇号の再審」等の根拠資料とするため。

3 審査請求人の反論

- (1) 個人情報保護について

条例第 7 条第 2 項第 1 号ただし書イにある「人の財産、生命、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、担当課は「大規模災害に限定される」との主張であった。

通常は、そのような解釈でよいと思うが、模範となる担当課が漫然とした監督をした結果、県下の精神科医療機関の入退院手続き等が、精神保健福祉法に定める手続きに則ったものでなくなっている。

担当課は相変わらず是正しないため、今回のような入退院手続きは、ほかにも多数あって広く波及しているものと考ええる。

については、審査会等にはシンプルに「文理解釈」し、速やかに公開の答申がなされることを願っている。

(2) 叔父との調停について

叔父とは松山家庭裁判所にて調停をすることが決まった。

全部公開または部分公開をする際、叔父の同意を担保する等、必要な事柄があれば、その旨連絡願いたい。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、上記第3の1のとおりである。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、上記第3の2(1)のとおりである。

これに対し、審査請求人は、上記第4の1及び2のとおりであるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

実施機関は、非公開の理由として条例第10条を適用しているが、同条の運用に当たっては、「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」とは、公文書が存在するかどうかを明らかにするだけで、第7条第2項各号に掲げる非公開情報として保護される利益が侵害されることをいう。具体的には、文書不存在を理由に非公開決定を行えば、非公開情報がないということを明らかにし、非公開条項を適用して非公開決定を行えば、非公開情報があるということを明らかにすることにより、プライバシー等保護されるべき利益が侵害される場合がある。このような場合、理由を明らかにしないで請求を拒否する必要がある。」と解釈されており、本件公文書はまさにこれに該当する。

したがって、精神科病院に入院した事実は、他人に知られたくない極めて私的な情報であり、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第1号に掲げる非公開情報を公開することとなるため、個人の権利利益を害するおそれがあるとの実施機関の主張は至極妥当である。

また、情報公開制度は、請求者によって公開請求権の内容や実施機関の決定の内容に差異が生ずるものではなく、個人から自己に関する情報について公開請求があった場合や、本人以外の者が本人の同意を得てその本人に関する情報について公開請求があった場合も、個人の尊厳と基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、条例第7条第2項第1号により特定の個人が識別できる情報は原則として非公開と

される。

さらに、条例第3条では、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分に尊重する一方で、原則公開を基本とする情報公開制度の下においても個人のプライバシーは最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく個人に関する情報を公にしてはならない旨規定されている。

よって、審査請求人が叔父の親族であり、叔父の入退院情報について認識していたとしても、本件処分の判断に影響するものではないという実施機関の主張は妥当である。

なお、本件のように非常にセンシティブな内容の公文書を請求する場合は、愛媛県個人情報保護条例に基づき、成年被後見人の法定代理人として本人に代わって本人の個人情報を開示請求することができることを補足しておく。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年4月27日	諮問、実施機関から弁明書等を受理
令和2年5月18日	審査会（第1回審議）
令和2年7月13日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	